

山梨県建設工事一括審査方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が発注する建設工事について、一括審査方式を試行するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において一括審査方式とは、総合評価競争入札を実施するにあたり、同一所轄所属で発注する複数の工事を同時期に公告する場合において、入札案件毎に求められる重複する技術評価資料の提出を一つのみとし一括で審査することにより、受発注者双方の事務の負担軽減を図る方式のことをいう。

(対象工事)

第3条 一括審査方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価競争入札を行う工事で、次の全てに該当するものの中から発注機関が選定する。なお、近接工事の場合は、その近接対象工事のみとし、一抜け方式により落札者を決定するものとする。

- (1) 所轄所属（同一事務所（支所も別））が同一の発注工事であること。
- (2) 公告日、参加申請受付開始日、参加申請締切日が同一の工事であること。
- (3) 総合評価の種類（適用タイプ）が同一の工事であること。

(対象工事への入札参加)

第4条 入札参加は、希望する工事すべてに参加することができる。

(発注者の手続き)

第5条 入札手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 対象工事の各公告文に、一括審査方式であることを明示することとする。
- (2) 各公告文に、契約番号順に記載した対象工事一覧（一括審査方式別紙1）、2件目以降の工事に省略できる技術評価資料一覧（一括審査方式別紙2）及び契約番号順に対象工事を記載した一括審査方式に係る入札参加希望工事一覧（入札参加様式4）を添付することとする。

(入札参加者の手続き)

第6条 対象工事に入札する場合、一括審査方式の入札に参加を希望する全ての工事に、入札参加の有無を明示した入札参加希望工事一覧（入札参加様式4）

を提出することとする。

- 2 複数の工事に入札する場合、1 件目（整理番号順）の工事には全ての技術評価資料を提出することとし、2 件目（整理番号順）以降の工事については、省略できる技術評価書類以外を提出する。
- 3 省略できる技術評価書類は、2 件目以降の工事に省略できる技術評価資料一覧（一括審査方式別紙 2）によるものとする。

（入札の手続き）

第 7 条 入札は別紙 1 の整理番号ごとに落札予定者を決定する。

- 2 前項の手続きにより有効な応札者数が不在となる工事は、無効とする。
- 3 対象工事のうち、いずれかの工事が入札の延期、中止になった場合は、当該工事を除いて、他の工事の入札は継続するものとする。

（低価格入札の取扱い）

第 7 条 対象工事の入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、山梨県の低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施して落札決定するものとする。

（その他）

第 9 条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 1 1 月 1 日以降に公告をする工事に適用する。
- 2 令和 7 年 1 0 月 1 日 一部改正

一括審査方式における資料の提出について

1 一括審査方式対象工事は、以下のとおりである。

整理 番号	契約番号	工 事 名 (一括審査方式対象工事)
1		
2		
3		
4		
5		

2 留意事項

- ① 希望する工事全てに入札参加希望工事一覧（入札参加様式4）を提出する。
- ② 複数の工事に入札する場合には、1件目（整理番号順）の工事に全ての技術評価資料を提出する。
- ③ 2件目（整理番号順）以降の工事については、省略できない技術評価書類のみを提出する。
- ④ 山梨県県土整備部建設工事一括審査方式試行要領による取扱いを行う。

2件目以降の工事に省略できる技術評価資料一覧

種 類	様 式 名	備 考
様式9	品質管理の取り組み状況	
様式11	地域貢献の実績（施工実績等） 1 山梨県と締結している災害協定	
	2 山梨県と締結している災害協定 （広域応援）	
	3 土木施設等緊急維持修繕業務委託	
	4 道路除雪（除雪、排雪または運搬） 業務委託	
様式18	舗装工事の施工体制	※ As舗装施工体制 評価型のみ
様式21	解体工事の施工体制	※ 解体工事施工体制 評価型のみ
様式28	新規雇用の実績	
様式29	ワークライフバランスの推進	

(入札参加様式4)

会社名： 〇〇建設（株）

一括審査方式に係る入札参加希望工事一覧

整理 番号	契約番号	工 事 名 (一括審査方式対象工事)	参加の有無
1			有 ・ 無
2			有 ・ 無
3			有 ・ 無
4			有 ・ 無
5			有 ・ 無

※この様式は一括審査方式の入札に参加する全ての工事に添付すること。

※一括審査方式の対象工事名を全て記載し、参加の有無に○をつけること。

※添付されていない場合も失格とはしないが、発注機関の求めに応じて速やかに提出すること。